

中土佐町では

0～18歳までのお子さんの

医療費が無料です

子育て
するなら
中土佐町で



こども医療費助成制度受給者証の利用方法

国民健康保険の方	受給者証を医療機関及び処方箋薬局に保険証と一緒に提示して下さい。
社会保険の方	受給者証を医療機関及び処方箋薬局に保険証と一緒に提示して下さい。 ただし、医療機関によって福祉医療費請求書の提出が必要な場合があります。 必要な場合はお問い合わせください。

！以下の点にご注意ください！

県外では利用できません	県外で受診した場合の医療費は、いったん全額窓口負担となります。支払った医療費は後日返還できますのでお問い合わせください
保険診療以外は助成対象外	容器代、診断書代、おむつ代、差額ベッド代などの保険外診療費は自己負担となります。
食事療養費は半額助成	食事療養費については、いったん全額窓口負担となります。1/2分については審査後に返還できますので請求手続きをおこなってください（償還払い）
学校・保育所でのケガ等の診療は対象外	学校・保育所でのケガは、災害共済給付金などの対象となります。受給者証を利用せず、いったん全額窓口負担をお願いします。後ほど学校・保育
保険・住所変更は届出を	受給者証を変更後再交付しますので、必ず手続きをお願いします。
乳幼児医療制度は小学校就学前(年度末)まで	0歳対象の受給者証は1歳到達時に変更となります。以後は毎年9月に更新手続きが必要です。更新の所得審査をおこなうため、必ず世帯全員
児童医療制度は18歳(年度末)まで	就職している児童及び婚姻している又は婚姻したことがある児童は対象外です。該当の場合は必ず届出をお願いします。

医療の適正受診にご協力をお願いします



こどもセンターキャラクター
「はぐおうじ」

中土佐町健康福祉課 こどもセンター
電話 0889-52-2533

